

入札・契約事務に関する不当な情報提供の要求など対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、備前市が執行する入札に関し、職員が公正を損なうおそれのある不当な情報提供の要求及び不当な働きかけを受けた場合の対応について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 不当な情報提供の要求 備前市が執行する入札又は契約に係る次の情報で公表されていないものの提供を職員に対して要求する行為をいう。

ア 一般競争入札（条件付を含む。）の入札参加申込者を特定できる情報又は入札参加申込者

イ 指名競争入札の指名業者を特定できる情報又は指名業者の数

ウ 設計金額の全部若しくは一部、歩掛又は単価

エ 予定価格

オ 最低制限価格

カ 低入札価格調査基準価格

キ 総合評価方式に係る技術評価点

ク その他入札又は契約に関し公表していない情報

(2) 不当な働き掛け 職員に対して入札の公正を損なう行為又は公正な契約事務の確保に関して不適当な行為を行うことを要求することをいう。

(3) 不当な情報提供の要求等 不当な情報提供の要求及び不当な働き掛けをいう。

(不当な情報提供の要求等への対応)

第3条 職員は、不当な情報提供の要求及びその疑いのある要求に対しては、故伊藤してはならない。

2 職員は、不当な働き掛け及びその疑いのある行為に対しては、可能な限り複数の職員で対応するものとする。

3 職員は、不当な情報提供の要求又はその疑いのある要求などを受けた時は、相手方の氏名、連絡先等を確認し、その者に対して「不当な情報提供の要求等記録簿」（様式第1号 以下「記録簿」という。）を作成する旨及び当該記録簿は公表することがある旨を告知するよう努めるものとする。ただし、不当な情報提供の要求等が備前市不当要求行為等対策要綱（平成17年備前市訓令第79号）第2条に規定する不当要求行為等に該当する場合は、同要綱に定めるところによる。

(記録及び報告)

第4条 職員は、不当な情報提供の要求等又はその疑いのある要求等を受けたとき、及

び他の職員が不当な情報提供の要求等に関与している事実を知ったときは、速やかに記録簿を作成し、所属長及び当該要求等に係る案件を所管する所属長を経由して当該要求等に係る案件を所管する部長（以下「所管部長」という。）に送付し、報告しなければならない。

- 2 所管部長は、前項の報告を受けたときは、その内容が不当な情報提供の要求等に賀等するか否かについての意見を記録簿に付記するとともに、記録簿の写しを契約管財課長に送付し、報告しなければならない。
- 3 契約管財課長は、前項の報告を受けたときは、備前市入札等指名委員会（以下「委員会」という）委員長、副委員長に報告するとともに、速やかに委員会の審議に付し、結果を所管部長に通知しなければならない。
- 4 所管部長は、前項後段の通知を受けたときは、記録簿の余白にその結果を付記するとともに、記録簿を適正に保管しなければならない。

（公表等）

第5条 契約管財課長は、前条第3項後段の審議の結果、委員会が不当な情報提供の要求等に該当すると判断したときは「不当な情報提供の要求等一覧表」（様式第2号）を作成し、随時公表するとともに、不当な情報提供の要求等を行ったと認める者が、備前市建設工事等指名競争入札参加資格審査規程第6条に規定する有資格業者であるときは、情報入手の有無にかかわらず、備前市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領に基づき、速やかに指名停止事案報告書を作成した上で委員会に報告し、審議に付さなければならない。2 所管部長及び契約管財課長は、入札及び契約に係る事務の適正な執行を確保するため、職員が不当な情報提供の要求等又はその疑いのある要求等を受けたときは、その内容に応じて組織として必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

この要領は、平成25年10月1日から施工する。